

(文部科学省ホームページ「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」より抜粋)

平成 27 年 10 月 1 日現在

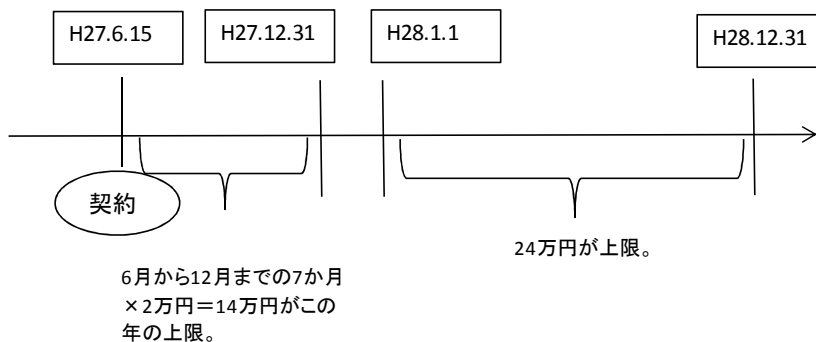
Q 5 - 1 6 金融機関に提出する領収書等の提出について、支払金額が少額の場合に、これまで提出していた領収書等に代えて、必要事項が記載された明細を提出することができるようになりますが、その明細にはどのような内容を記載すればよいですか。

○ 領収書等に記載された支払金額が 1 万円 (消費税込) 以下で、かつ、その年中 (暦年：1 月 1 日から 12 月 31 日) における合計支払金額が 24 万円 (消費税込) 以下のものについて、領収書に代えて支払年月日、支払金額等を記載した明細を提出することができます。

※ 教育資金管理契約を締結した最初の年においては、2 万円に、その年の締結日以後の月の数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。

※ 受贈者が 30 歳に達したことにより教育資金管理契約が終了した年においては、2 万円に、終了した日以前の月の数を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。

(例) 教育資金管理契約を締結した日の属する年のイメージ



○ 明細の必須記載事項は、①受贈者の氏名、②教育資金の支払年月日、③支払金額、④摘要 (支払内容)、⑤支払区分 (学校等/学校等以外への支払の別)、⑥支払先氏名又は名称、⑦支払先住所又は所在地です。

○ 必須記載事項が確認できれば明細の書式は任意としますが、金融機関によって個別に定められた様式がある場合があります。詳しくは金融機関へお問い合わせ下さい。

※ 平成 27 年 1 月 1 日以降に支払っている費目で、**平成 28 年 1 月 1 日以降に、金融機関に提出する書類について適用**されます。

※ 領収書に代えて提出する明細になるため、領収書等の提出期限に準じ、口座開設時に選択した払出方法の期日 (明細に記載される支払年月日から 1 年を経過する日まで、もしくは、支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日) までに、明細を金融機関に提出する必要があります。